

茨城県消防広域化推進計画

平成20年3月策定

平成27年6月改定

令和2年3月改定

茨 城 県

目 次

I	消防の広域化の背景と動き	
1	消防の広域化の背景	1
2	県内の消防の広域化に関する動き	1
II	県内消防本部の課題	
1	県内消防本部の管轄人口の減少	5
2	県内消防本部の体制強化の必要性	5
3	小規模な消防本部の体制強化の必要性	7
III	県内消防の広域化の方針等	
1	広域化の方針	11
2	広域化の目標期限	12
3	広域化を進めるための県の支援	12
4	市町村における広域化の検討	12
IV	消防の連携・協力について	17
	消防広域化資料集	19

I 消防の広域化の背景と動き

1 消防の広域化の背景

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。しかしながら、小規模な消防本部については、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさなどが指摘されるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。

これを克服するためには、広域化を図ることにより、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが有効であり、具体的には次のような消防力の強化が期待できます。

- ・災害発生時における初動体制の強化
- ・統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ・本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ・救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ・財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ・消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

このため、国では、平成 18 年 6 月に消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）を改正するとともに、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成 18 年消防庁告示第 33 号）（以下「基本指針」という。）を策定し、市町村の消防の広域化を推進することとしました。

また、基本指針において、都道府県は、管轄人口がおおむね 30 万人以上の規模を一つの目標とする消防広域化推進計画を策定するとともに、広域化の対象となった市町村は、広域化を行なおうとするときは、広域化後の消防本部の円滑な運営を確保するための計画（以下「広域消防運営計画」という。）を作成し、平成 24 年度を目途に広域化を実現することとしました。

その後、平成 25 年 4 月に基本指針を一部改正し、平成 30 年 4 月 1 日まで期限を延長しました。また、広域化対象市町村の組合せの検討に際して、管轄人口おおむね 30 万人以上の規模目標には必ずしもとらわれず、地域の事情を十分に考慮する必要があるとしました。

しかし、上記期限が過ぎても、全国の消防本部の約 6 割を占める小規模消防本部の解消がされないこと、人口減少により低密度化が進展しているが、消防活動として必要な署所等の数は大きく変化しないものと考えられ、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性が高いこと、また、高齢化の進展に伴い救急需要が拡大していることなどから、これまで以上に広域化の推進が必要であるとして、平成 30 年 4 月に基本指針を一部改正し、平成 36 年 4 月 1 日まで期限を延長しました。

2 県内の消防の広域化に関する動き

県では、平成 20 年 3 月に「茨城県消防広域化推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定（平成 27 年 6 月改定）し、消防の広域化に取り組んできたところであり、策定以降の広域化に関する主な動きは次のとおりです。

(1) 広域化の進捗状況

(広域化の実現)

- ・平成24年4月1日：ひたちなか市消防本部と東海村消防本部が統合してひたちなか・東海広域事務組合消防本部が発足。
- ・平成27年4月1日：稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部に阿見町消防本部が加入し、稲敷広域消防本部が発足。

(広域化の検討)

- ・平成26年8月27日：県央7市町（水戸市，笠間市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町）が，県央地区消防広域化推進研究会を設置し，広域化のための検討を開始。

(2) 消防救急デジタル無線システム及びいばらき消防指令センターの共同整備・共同運用

消防救急無線のデジタル化にあわせて，消防救急無線及び消防指令業務の広域化・共同化を図るため，茨城消防救急無線・指令センター運営協議会（21市町及び一部事務組合（21消防本部）にて構成）において，消防救急デジタル無線システム及びいばらき消防指令センター（以下「いばらき消防指令センター」という。）を共同整備し，平成28年6月から共同運用が開始されました（参考1）。

(3) 消防広域化重点地域の指定

平成25年4月に基本指針が改正され，広域化の気運が高い地域等に対し国や都道府県における支援を先行して集中的に実施することにより，自主的な市町村の広域化を着実に推進するため，消防広域化重点地域の仕組みが設けられました。

知事は，平成26年3月20日に，次の2地域を消防広域化重点地域として指定しています。

① 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を構成する次の34市町を含む地域

水戸市，土浦市，石岡市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，つくば市，常陸大宮市，那珂市，かすみがうら市，小美玉市，茨城町，城里町，大洗町，大子町，茨城西南地方広域市町村圏事務組合構成市町（古河市，下妻市，常総市（旧石下町）坂東市，八千代町，五霞町，境町），筑西広域市町村圏事務組合構成市（結城市，筑西市，桜川市），常総地方広域市町村圏事務組合構成市（常総市（旧水海道市），守谷市，つくばみらい市），鹿行広域事務組合構成市（潮来市，行方市，銚田市），鹿島地方事務組合構成市（鹿嶋市，神栖市）

(指定理由)

21消防本部34市町により法定協議会が設置され，消防救急デジタル無線等の共同整備が進められていることから，広域化の気運が高い地域である。

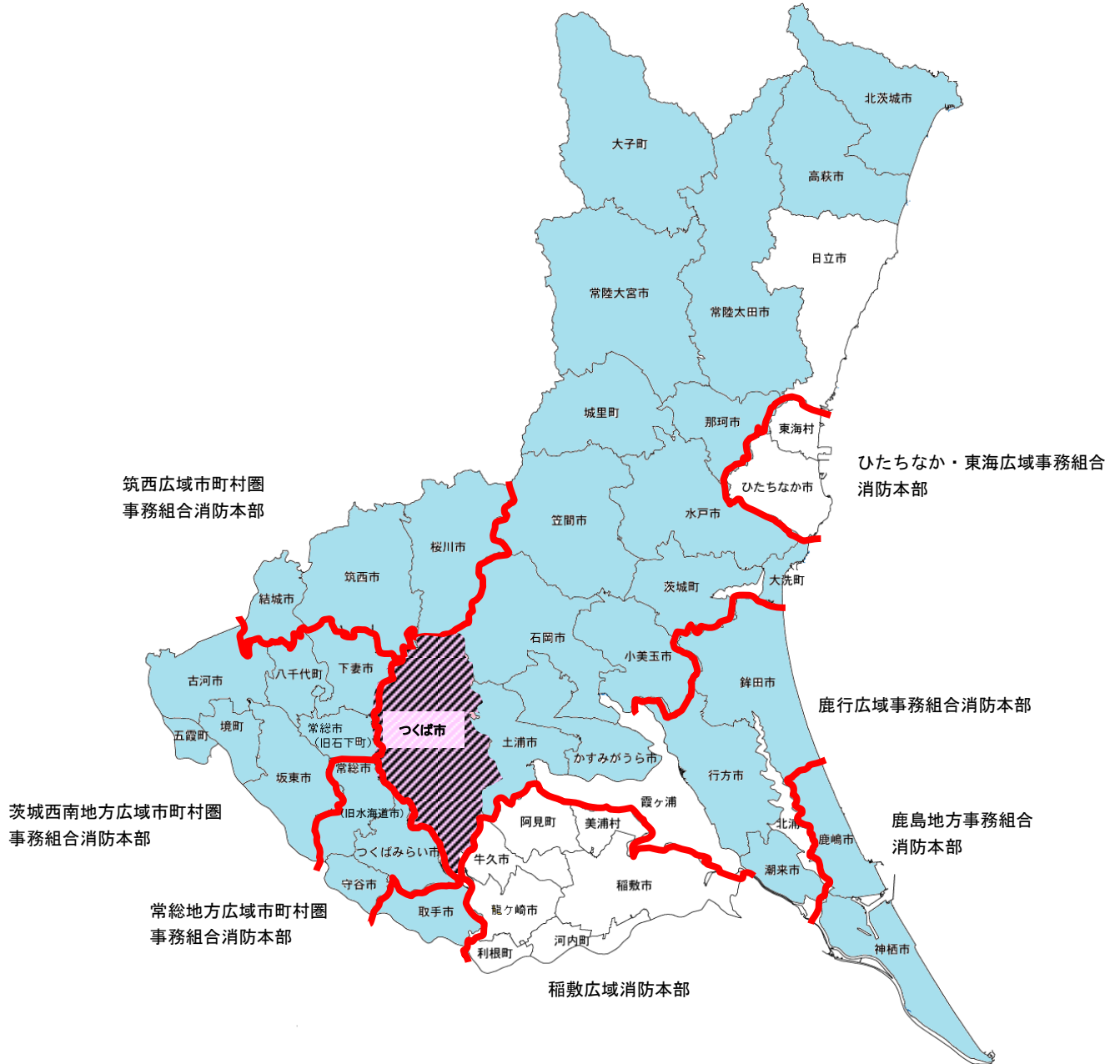
② 稲敷地方広域市町村圏事務組合構成市町村（龍ヶ崎市，牛久市，稲敷市，美浦村，河内町，利根町）及び阿見町を含む地域

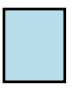

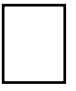
(指定理由)

平成27年4月の広域化に向け協議が進められており、広域化の気運が高い地域である。

※ 平成27年4月1日に広域化が実現した。

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会への参加状況



凡 例		参加消防本部
	「消防救急デジタル無線システムの共同化」及び「消防指令センターの共同化」のいずれにも参加	20 消防本部 (33 市町)
	「消防救急デジタル無線システムの共同化」に参加 (「消防指令センターの共同化」は不参加)	1 消防本部 (1 市)
	「消防救急デジタル無線システムの共同化」及び「消防指令センターの共同化」のいずれにも不参加	3 消防本部 (10 市町村)

II 県内消防本部の課題

1 県内消防本部の管轄人口の減少

平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計によると、令和27年には、つくば市消防本部を除く県内のすべての消防本部において、その管轄人口は減少するとされています。

これに伴い、消防職員数が減少することや財政運営面で厳しくなることが想定され、多様化・大規模化する災害・事故や、高度化・複雑化する社会における予防、救急業務等に対する的確な対応が困難となることが懸念されます。

○県内の消防本部別管轄人口

(単位：人)

消防本部名	常住人口 H31. 4. 1	推計人口 R27. 10. 1	増減	消防本部名	常住人口 H31. 4. 1	推計人口 R27. 10. 1	増減
水戸市	288,165	249,939	△ 38,226	かすみがうら市	41,005	29,943	△ 11,062
日立市	177,088	117,304	△ 59,784	小美玉市	49,277	36,679	△ 12,598
土浦市	138,670	108,758	△ 29,912	茨城町	31,830	21,941	△ 9,889
石岡市	73,368	50,174	△ 23,194	大洗町	16,105	8,571	△ 7,534
常陸太田市	49,240	28,617	△ 20,623	大子町	16,341	7,973	△ 8,368
高萩市	28,056	17,700	△ 10,356	茨城西南	310,388	230,274	△ 80,114
北茨城市	42,266	25,341	△ 16,925	筑西広域	192,089	133,982	△ 58,107
笠間市	74,673	52,994	△ 21,679	常総広域	155,006	145,382	△ 9,624
取手市	104,718	72,357	△ 32,361	鹿行広域	107,602	70,179	△ 37,423
つくば市	238,013	242,804	4,791	稲敷地方	288,185	218,144	△ 70,041
常陸大宮市	40,243	26,184	△ 14,059	鹿島地方	162,448	139,322	△ 23,126
那珂市	53,436	44,994	△ 8,442	ひたちなか・東海	192,671	156,130	△ 36,541
				計	2,870,883	2,235,686	△ 635,197

※ 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部が管轄する常総市石下地区（旧石下町）については、町丁字別人口から常総市に占める当該地区の割合を算出し、常総市の常住人口調査及び推計人口をその割合で按分して、当該地区のそれぞれの人口を算定した。

出典：「茨城県常住人口調査（平成31年4月1日現在）」、「国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」及び「茨城県町丁字別人口調査（平成31年4月1日現在）」より作成

2 県内消防本部の体制強化の必要性

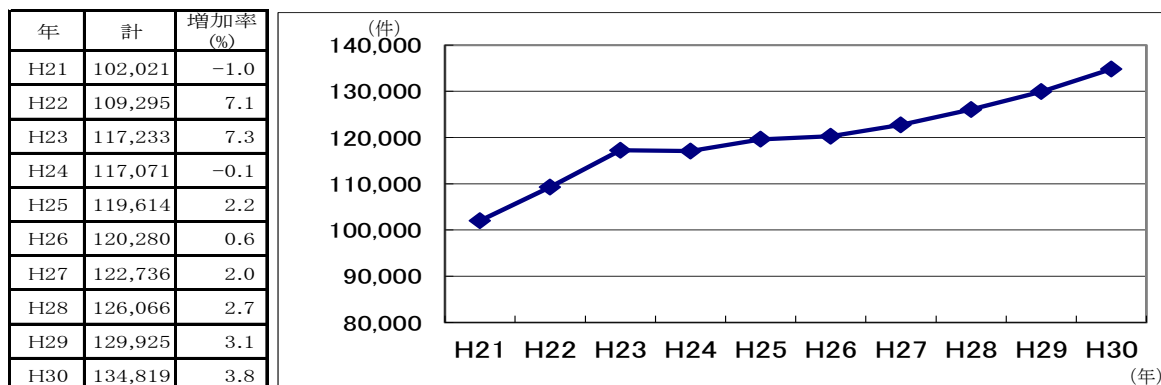
(1) 救急業務

県内消防本部の救急出動件数と救急搬送人員数は、いずれも増加傾向にあり、平成30年には、ともに過去最高の件数となっています。

また、救急搬送人員数の58.0%は65歳以上の高齢者が占めていますが、今後も、県内の高齢者の割合は増えることが予測されています。

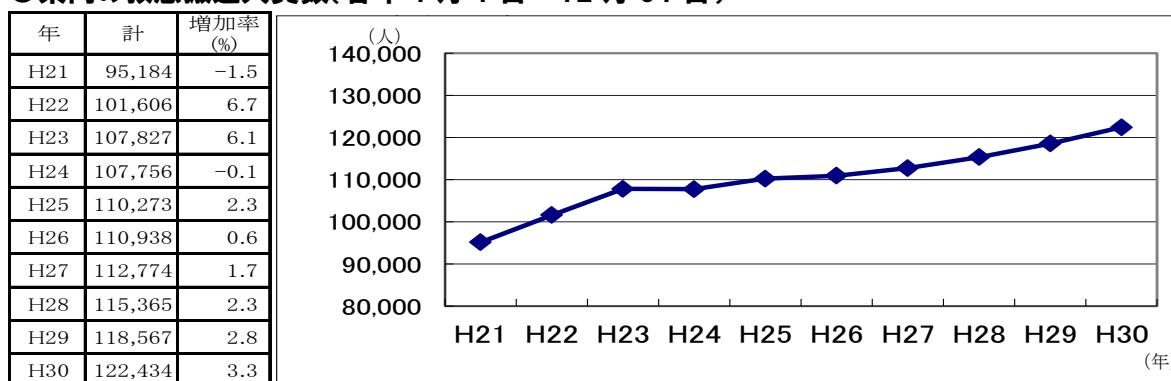
消防庁が行った将来推計によると、高齢化の進展等により救急需要は、今後とも増大する可能性が高いことが示されています。

○県内の救急出動件数(各年1月1日～12月31日)



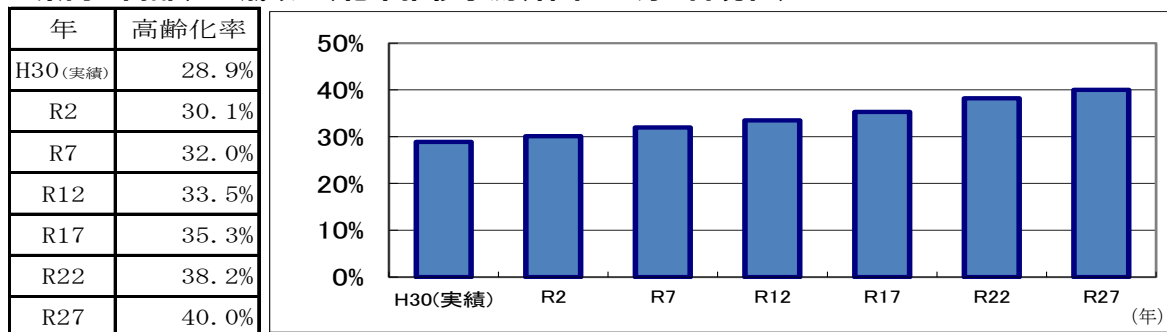
出典：消防庁オンライン処理システム（統計調査系システム）より作成

○県内の救急搬送人員数(各年1月1日～12月31日)



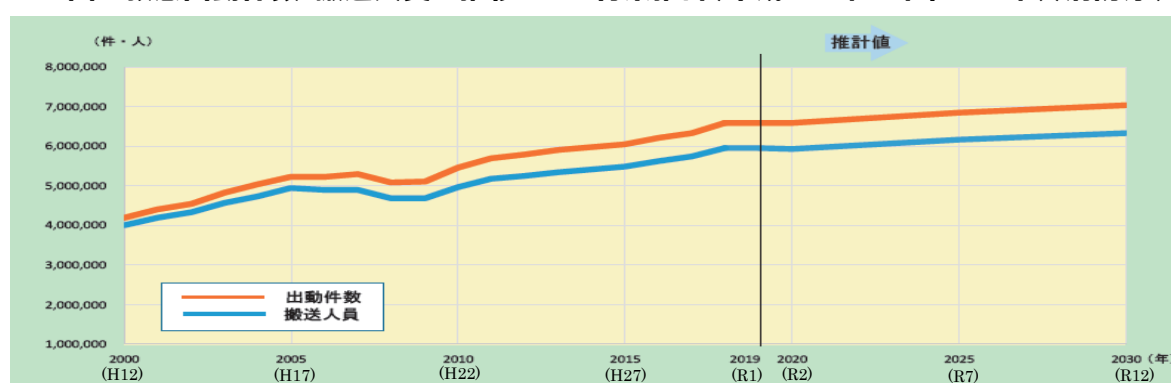
出典：消防庁オンライン処理システム（統計調査系システム）により作成

○県内の高齢(65歳以上)化率推移予測(各年10月1日現在)



出典：「国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」より作成

○全国の救急出動件数・搬送人員の推移とその将来推計(平成12年～令和12年)(消防庁)



出典：「令和元年度 消防白書」

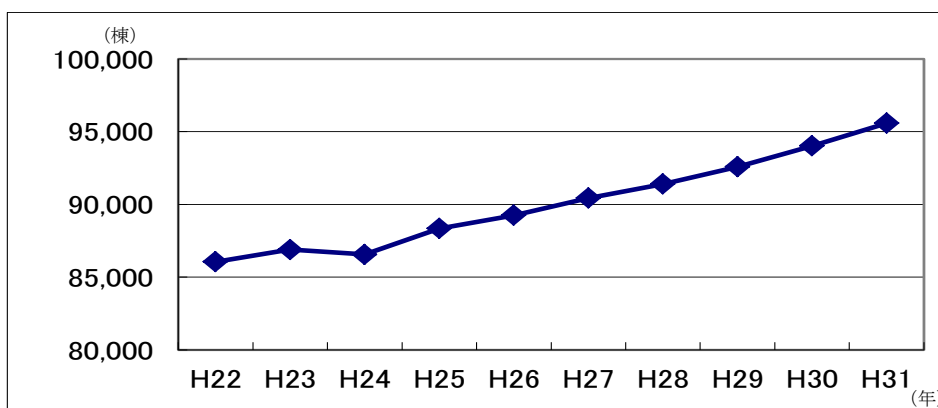
(2) 予防業務

県内の防火対象物数は年々増加している一方で、立入検査実施件数は総じて減少傾向にあります。

建築物の大規模化・複雑化等に対応できる専門的知見を持つ予防分野の人員が不足していることが想定され、今後も立入検査の進捗への影響が懸念されます。さらに、違反是正の取組が進まないおそれがあります。

○県内の防火対象物数(各年3月31日現在)

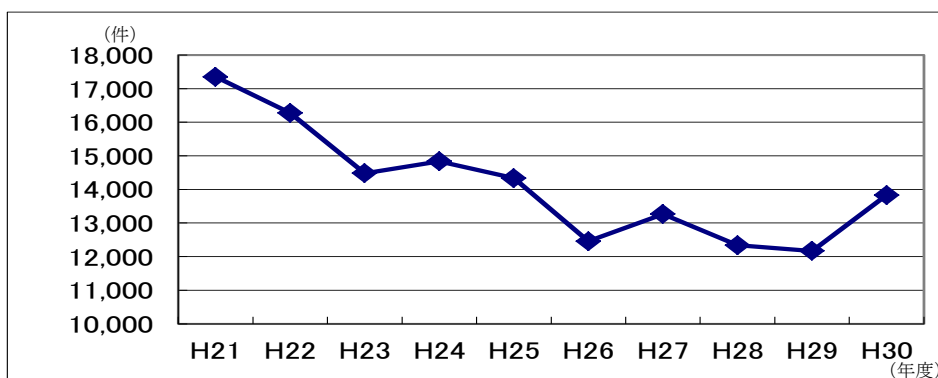
年	防火対象物数
H22	86,058
H23	86,895
H24	86,557
H25	88,345
H26	89,251
H27	90,434
H28	91,405
H29	92,587
H30	94,029
H31	95,589



出典：消防庁オンライン処理システム（統計調査系システム）により作成

○県内の立入検査実施件数(各年度4月1日～3月31日)

年度	立入検査実施件数
H21	17,350
H22	16,278
H23	14,480
H24	14,837
H25	14,334
H26	12,458
H27	13,267
H28	12,338
H29	12,170
H30	13,829



出典：消防庁オンライン処理システム（統計調査系システム）により作成

3 小規模な消防本部の体制強化の必要性

県内の消防本部は、平成31年4月1日現在で24本部となっています。

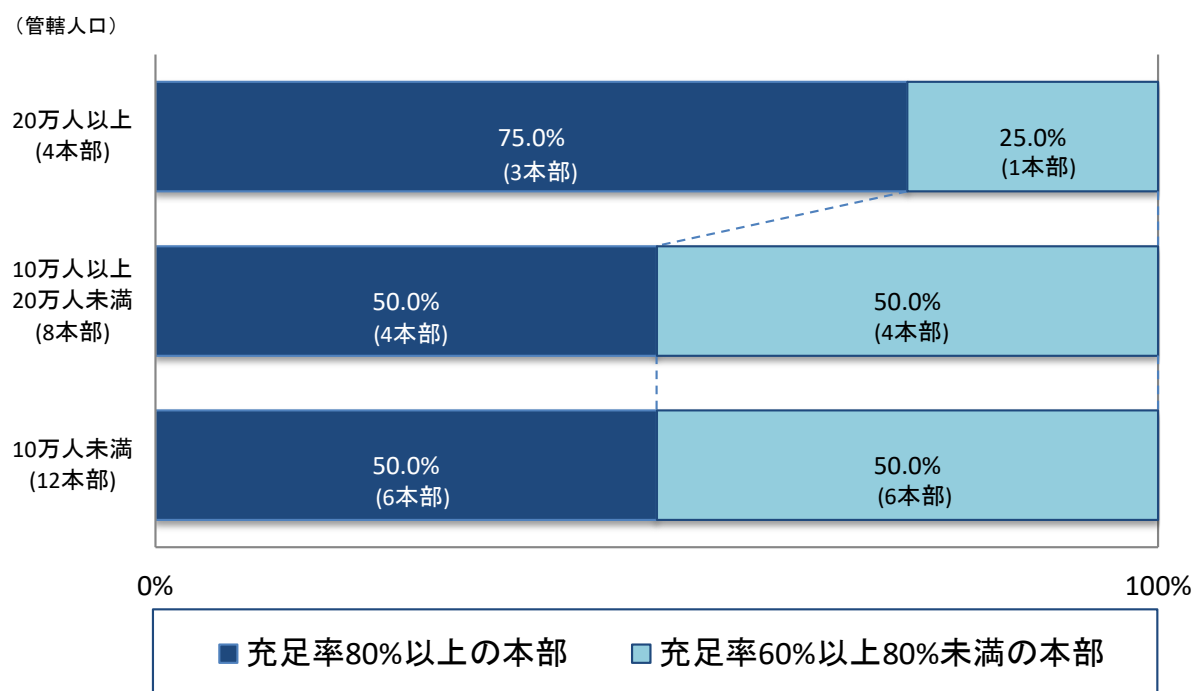
このうち、管轄人口10万人未満の小規模な消防本部は12本部となっています。

(1) 消防職員の充足率と出動体制

県内の管轄人口10万人未満の消防本部では、12本部中6本部（割合50.0%）において、国の消防力の整備指針（平成12年消防長告示第1号）（以下「整備指針」という。）に基づき算定された消防職員の総数に対する現員数の割合（以下「充足率」という。）が80%未満となっています。

消防職員の充足率が低い場合、出動要員に十分な余裕がなく、初動対応も必要最小限であり、2次出動以降の対応が困難になるものと考えられます。

○県内消防本部の管轄人口別の消防職員充足率(平成31年4月1日現在)



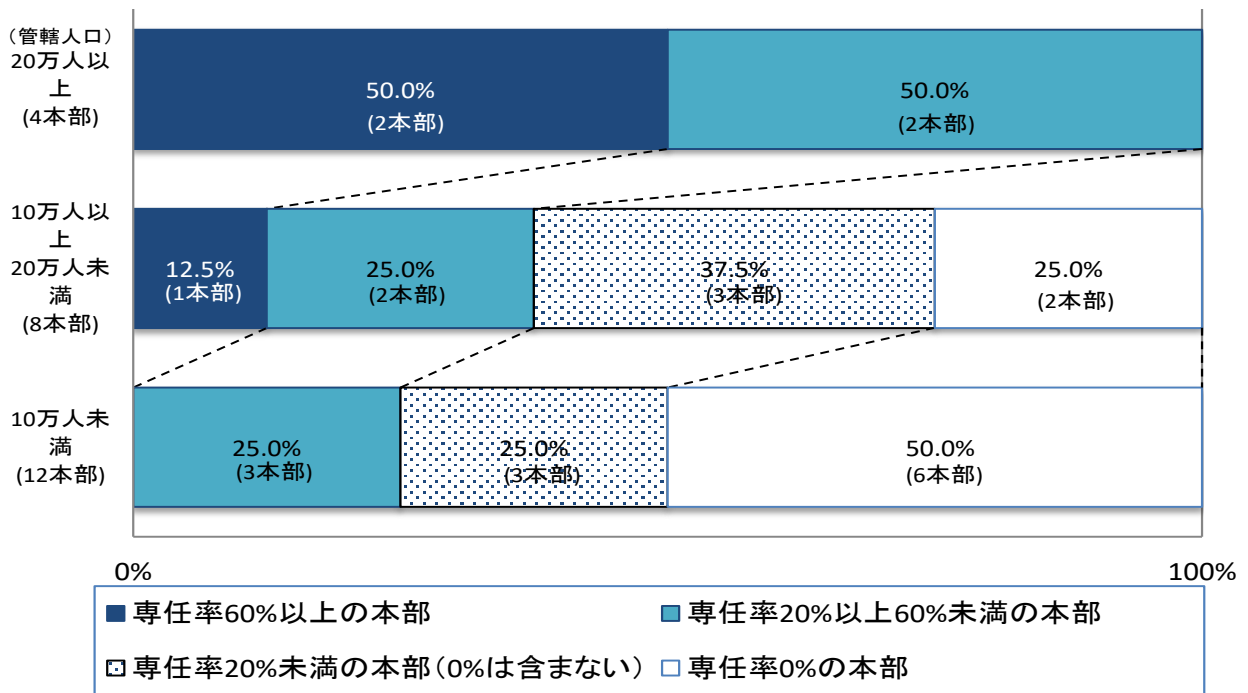
※ 各消防本部の消防職員の充足率は、消防職員の現員数／整備指針に基づき算定される消防職員の総数により算定した。

(2) 専任の隊員の配置

県内の管轄人口10万人未満の消防本部では、12本部中6本部(割合50.0%)において、救急隊員の専任率が0%となっており、また、9本部(割合75.0%)において、救助隊員の専任率が0%となっています。

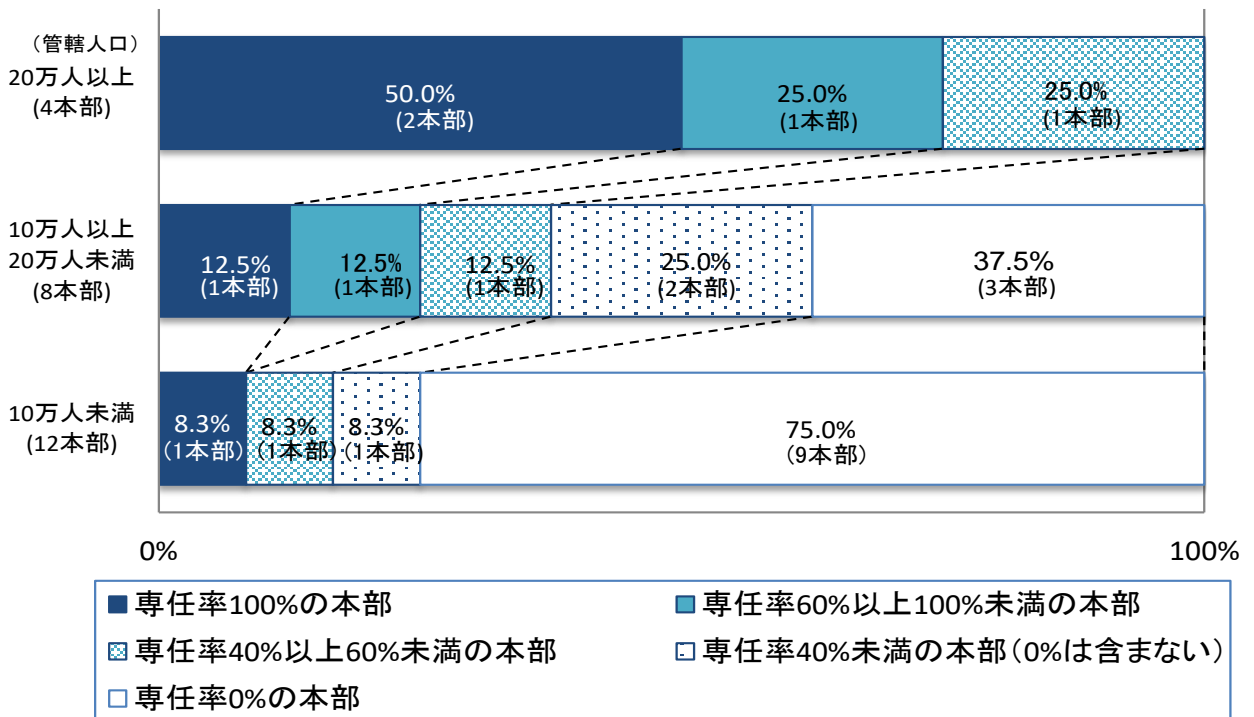
増加する救急活動や高度な救助活動に対応するための体制の強化が必要ですが、小規模な消防本部では、専任の救急隊員や救助隊員が配置できていない状況にあります。

○県内消防本部の管轄人口別の救急隊員専任率(平成31年4月1日現在)



出典：消防庁オンライン処理システム（統計調査系システム）により作成

○県内消防本部の管轄人口別の救助隊員専任率(平成31年4月1日現在)



出典：消防庁オンライン処理システム（統計調査系システム）により作成

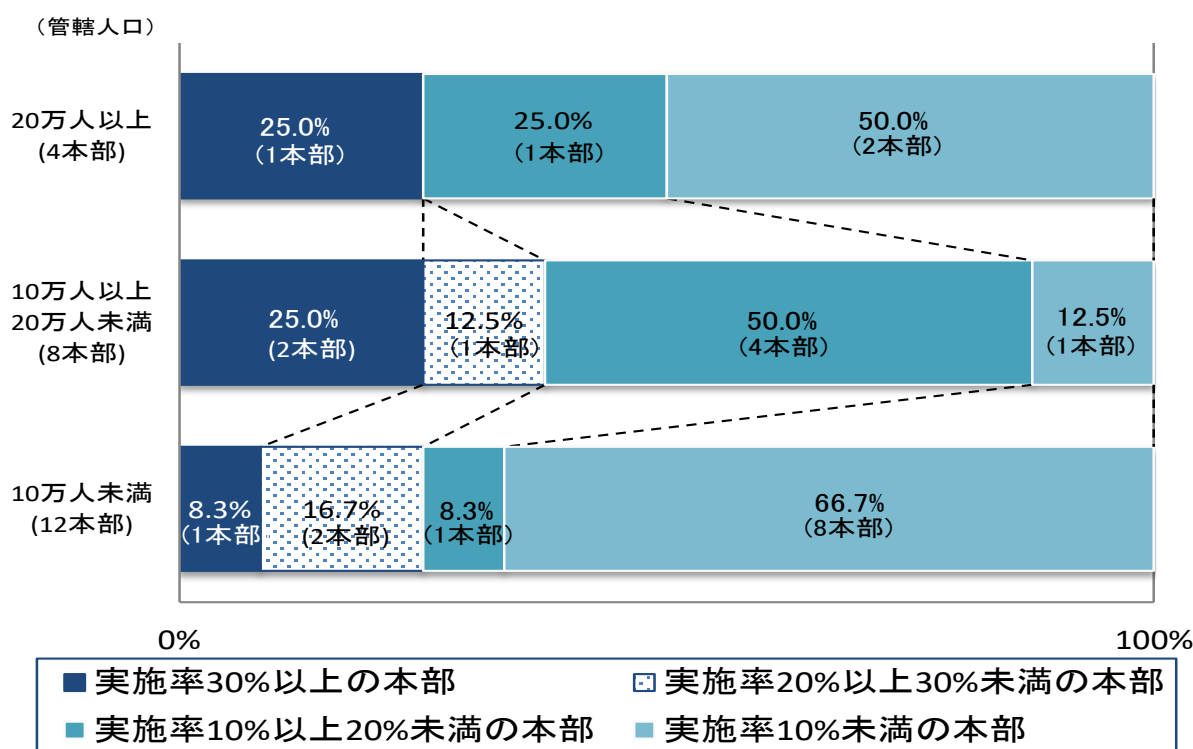
(3) 専門的な人材の育成

県内の管轄人口10万人未満の消防本部では、12本部中8本部(割合66.7%)において、防火対象物に対する立入検査実施率が10%未満となっています。

小規模な消防本部においては、各種業務の専門的な人材の育成・確保が困難であるといった指摘がなされています。消防本部の規模が拡大すると、多くの担当職員が確保されるために教育訓練機関への職員派遣が容易になり、専門的能力の向上等の教育訓練の充実が図りやすいと考えられます。

○県内消防本部の管轄人口別の立入検査実施率

[立入検査実施件数(平成30年度)／防火対象物数(平成31年3月31日現在)]



出典：消防庁オンライン処理システム（統計調査系システム）により作成

(4) 財政運営と高度な車両の配備

「市町村の消防の広域化の推進に関する答申」（平成18年2月消防審議会）では、はしご車、化学消防車などの高度な車両はそれぞれ2台以上の配備が望ましいとされていますが、一方で、小規模消防本部の市町村の財政規模は、一般的に小さく、高度な車両・資機材の導入に困難を伴う場合があると指摘されています。

県内の管轄人口10万人未満の消防本部では、はしご車、化学消防車、救助工作車の複数台配備はもとより、整備指針に基づく車両の配備も充たしていない状況にありますことから、財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な配備が必要です。

○県内消防本部の管轄人口別のはしご車等を配備している割合（平成31年4月1日現在）

	はしご車	化学消防車	救助工作車
管轄人口 20 万人以上 (4 本部)	100.0% 【4/4 本部】 [4 本部]	100.0% 【4/4 本部】 [3 本部]	100.0% 【4/4 本部】 [4 本部]
管轄人口 10 万人以上 20 万人未満 (8 本部)	75.0% 【6/8 本部】 [3 本部]	75.0% 【6/8 本部】 [5 本部]	62.5% 【5/8 本部】 [3 本部]
管轄人口 10 万人未満 (12 本部)	50.0% 【3/6 本部】 [0 本部]	70.0% 【7/10 本部】 [1 本部]	75.0% 【9/12 本部】 [0 本部]

※ 整備指針に基づき算定された数のはしご車等を配備している（充足率 100%）消防本部の割合を示す。
（消防力の整備指針に基づき配備を必要としない本部は含まない。）

※ 【 】内は整備指針に基づきはしご車等の配備が必要とされている本部数（分母），及び整備指針に基づき算定された数のはしご車等を配備している（充足率 100%）本部数（分子）をそれぞれ示す。

※ []内ははしご車等を複数台配備している本部数を示す。

Ⅲ 県内消防の広域化の方針等

平成 30 年 4 月に国が基本指針の一部改正（参考 2）を行ったことを踏まえ，県では，平成 30 年 8 月に消防本部から「消防力カード」（平成 30 年 4 月 1 日付け消防消第 81 号消防長官通知の別添様式）の提出を受けるとともに，平成 30 年 11 月には単独消防本部の市町長及び一部事務組合消防本部の管理者に対し，「消防の広域化等に関する意向調査」を実施しました。

さらに，その調査結果（参考 3）を踏まえて，令和元年 7 月から同年 9 月にかけて推進計画策定の方向性について，上記市町長等の意見を求めたところ，異議が示されなかったことから，今回，以下のとおり広域化に取り組むこととしました。

1 広域化の方針

（1）従来の広域化の方針

平成 20 年 3 月に策定した推進計画においては，広域化を推進するに当たり，以下の 3 つの点に留意し広域化対象市町村の組合せを決定し，県内を「県北，県央，鹿行，県南，県西」の 5 ブロックとする広域化を目指すこととしていました。

また，5 ブロックを推進するに当たり，市町村の意向を十分に配慮し，地域的な実情に応じた個々の市町村間の協議による自主的な広域化についても推進するとともに，県域（一本化）での広域化も視野に入れた検討をしていくこととしていました。

- ① 市町村の意向を尊重すること。
- ② 地域的な繋がりに考慮すること。

参考：広域市町村圏，地方総合事務所（現：県民センター）管轄，二次保健医療圏，地区メディカルコントロール協議会，救急医療体制

③ 原則として、管轄人口 30 万人以上を目指すこと。

さらに、平成 27 年 6 月に改定した推進計画においては、引き続き、従来の方針に基づき広域化に取り組むこととし、広域化の協議が各ブロックにおいて行われる中で、諸般の情勢の変化により、推進計画に定められた組合せ以外の組合せによる広域化の熟度が高まってきた場合には、推進計画の見直しを図っていくこととしていました。

(2) 広域化の方針

従来の方針に基づき、引き続き、次のとおり広域化に取り組むことといたします。

- ・「県北、県央、鹿行、県南、県西」の 5 ブロックで、それぞれ広域化を目指す（参考 4）。
- ・ 5 ブロックを推進するに当たり、市町村の意向を十分に配慮し、地域的な実情に応じた個々の市町村間の協議による自主的な広域化についても推進する。
- ・ 県域（一本化）での広域化も視野に入れた検討をしていく。

2 広域化の目標期限

(1) 従来の広域化の目標期限

平成 20 年 3 月に策定した推進計画においては、国の基本指針に基づき、平成 24 年度末を目標期限に広域化に取り組むとしておりましたが、平成 27 年に改定した推進計画においても、平成 25 年 4 月に改正された国の基本指針に基づき、目標期限を平成 30 年 4 月 1 日まで延長していました。

(2) 広域化の目標期限

平成 30 年 4 月に改正した国の基本指針（三、2、(1)）において、「おおむね 10 年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めるものとする。」とされたことから、おおむね 10 年後を目処に消防の広域化に取り組んでいくことといたします。

また、市町村間における広域化の協議が進む地域においては、国の基本指針に定める推進期限である平成 36 年(令和 6 年)4 月 1 日を目標として取り組むことといたします。

3 広域化を進めるための県の支援

県は、自主的な市町村の消防の広域化が推進されるように、各市町村に対する情報提供、広域化に向けた課題に関する相談、関係市町村間における必要な調整及び県民や関係機関への情報提供、普及啓発活動等を行います。

4 市町村における広域化の検討

(1) 関係者のコンセンサスの取得

広域化は、市町村、消防本部が具体的に協議し、理解とコンセンサスを得るとともに、消防の広域化により地域の消防力が強化され、高度な消防サービスの提供が可能になることについて、それぞれの自治体が住民の理解を得て進めていくことが必要です。

(2) 広域消防運営計画に定める事項

広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、協議により広域消防運営計画を作成し、おおむね次の事項について定めるものとされています(消防組合法第34条)。

- ・広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- ・消防本部の位置及び名称
- ・市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

なお、このほかにも地域の実情に応じて関係市町村において広域消防運営計画に定める必要があると判断する事項については、適宜、広域消防運営計画に定めることが望ましいこととされています。

例えば、次の事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めることが有効と考えられます。

- ① 広域化後の消防の体制を適切に整備するための方策
 - ・負担金又は委託料に係る基本的なルール
 - ・職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
 - ・中長期的な整備費用の見直しを含めた消防力の整備計画
 - ・部隊運用、指令管制等に関する計画
 - ・災害時における構成市町村等の長と消防長等との間の相互連絡、情報共有等に関する計画
 - ・構成市町村等間の迅速な意見調整を可能とするための仕組み
 - ・消防事務の運営に関して住民の意見を反映できるようにすること
- ② 広域化後の消防本部と消防団の緊密な連携の確保のための方策
 - ・連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
 - ・各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
 - ・消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
 - ・常備消防と消防団との連絡通信手段の確保
- ③ 防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保のための方策
 - ・夜間等における市町村の防災業務について初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
 - ・構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長等による協議会の設置
 - ・各構成市町村等と消防署所との連携確保のための、定例的な連絡協議会の開催、災害対策本部への署所職員の派遣等
 - ・防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
 - ・総合的な合同防災訓練の実施
 - ・情報通信手段の充実による連絡体制の強化
 - ・防災行政無線の親機等を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

参考 2

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」改正（平成 30 年 4 月）のポイント

1 消防広域化基本指針の改正の概要

項目	改正後	改正前
市町村の消防の広域化の推進の方向性(平成 30 年度以降)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域化の推進に当たっては、消防組織法が改正された平成 18 年以降の取組を振り返った上で、今一度原点に立ち返り、推進計画を再策定する必要があるとした。 ○ その際、都道府県は、市町村が行った自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、都道府県内の消防体制のあり方を再度議論していく必要があるとした。 	(新規)
消防の連携・協力の推進計画への位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村についても、推進計画に定めることとした。 	(新規)
広域化の実現の期限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 36 年 4 月 1 日（6 年延長） 	平成 30 年 4 月 1 日

2 消防の広域化の平成 30 年度以降の具体的な考え方

延長期間の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防力の維持・強化には、広域化が最も有効な手段であり、更なる進展が必要であることから、広域化の推進期限を延長する。(財政支援措置も延長する。) ○ 広域化の推進期限は、「地域で消防体制のありかたについて話し合う 1 年間」と「実践期間としての 5 年間」で 6 年延長する。
消防本部の実施する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「消防力カード」を作成し、消防力の現状と分析を行ったうえで、都道府県と連携し、今後の消防体制のあり方を検討する。
都道府県の実施する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ おおむね 10 年程度先の消防体制の姿を展望し、次の事項等を定める都道府県計画(消防広域化推進計画)を再策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域化対象市町村の組合せ 小規模消防本部(管轄人口 10 万未満の消防本部)及び消防吏員数 100 人以下の消防本部は、可能な限り指定する方向で検討する。とりわけ、特定小規模消防本部(消防吏員数 50 人以下の消防本部)は、原則、指定する方向で検討する。 ・ 連携・協力対象市町村の組合せ ○ 次に該当する場合は、可能な限り消防広域化重点地域に指定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定小規模消防本部 ・ 非常備市町村 ・ 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

参考3

消防の広域化等に関する意向調査結果 (24 市町長（一部事務組合管理者）を対象に H31.1~2 実施)

1 広域化についての考え

- ・「広域化したい又は広域化は必要」・・・11 市・町・一部事務組合（45.8%）
- ・「どちらとも言えない」・・・8 市・一部事務組合（33.3%）

※ 「どちらとも言えない」と回答のあった8市・一部事務組合のうち4市が将来的な広域化の必要性や有効性を示しており，上記「広域化したい又は広域化は必要」と回答のあった11市等と合わせると，15市・町・一部事務組合が広域化の必要性等を認識していた。（62.5%）

また，「どちらとも言えない」と回答のあった8市・一部事務組合のうち2一部事務組合においても広域化の検討の必要性を示した。

- ・「広域化しない又は広域化は不要」・・・5 市・一部事務組合（20.8%）

2 広域化の目標期限(上記1において「広域化したい又は広域化が必要」とした消防本部)

- ・「令和6年4月1日」・・・8 市・町・一部事務組合（72.7%）
- ・「おおむね10年後」・・・2 市（18.2%）
- ・「将来的」・・・1 市（9.1%）

3 現行計画の5ブロックに対する意見

- ・「現行計画のとおり」・・・7 市・町・一部事務組合（29.2%）
- ・「意見なし」・・・11 市・町・一部事務組合（45.8%）

※ 上記「現行計画のとおり」と回答のあった7市・町・一部事務組合と合わせると，18市・町・一部事務組合が5ブロック化に対する異論がないことを示した。（75.0%）

- ・「圏域の1本化」・・・2 市・一部事務組合（8.3%）
- ・「その他」・・・4 市・町・一部事務組合（16.7%）

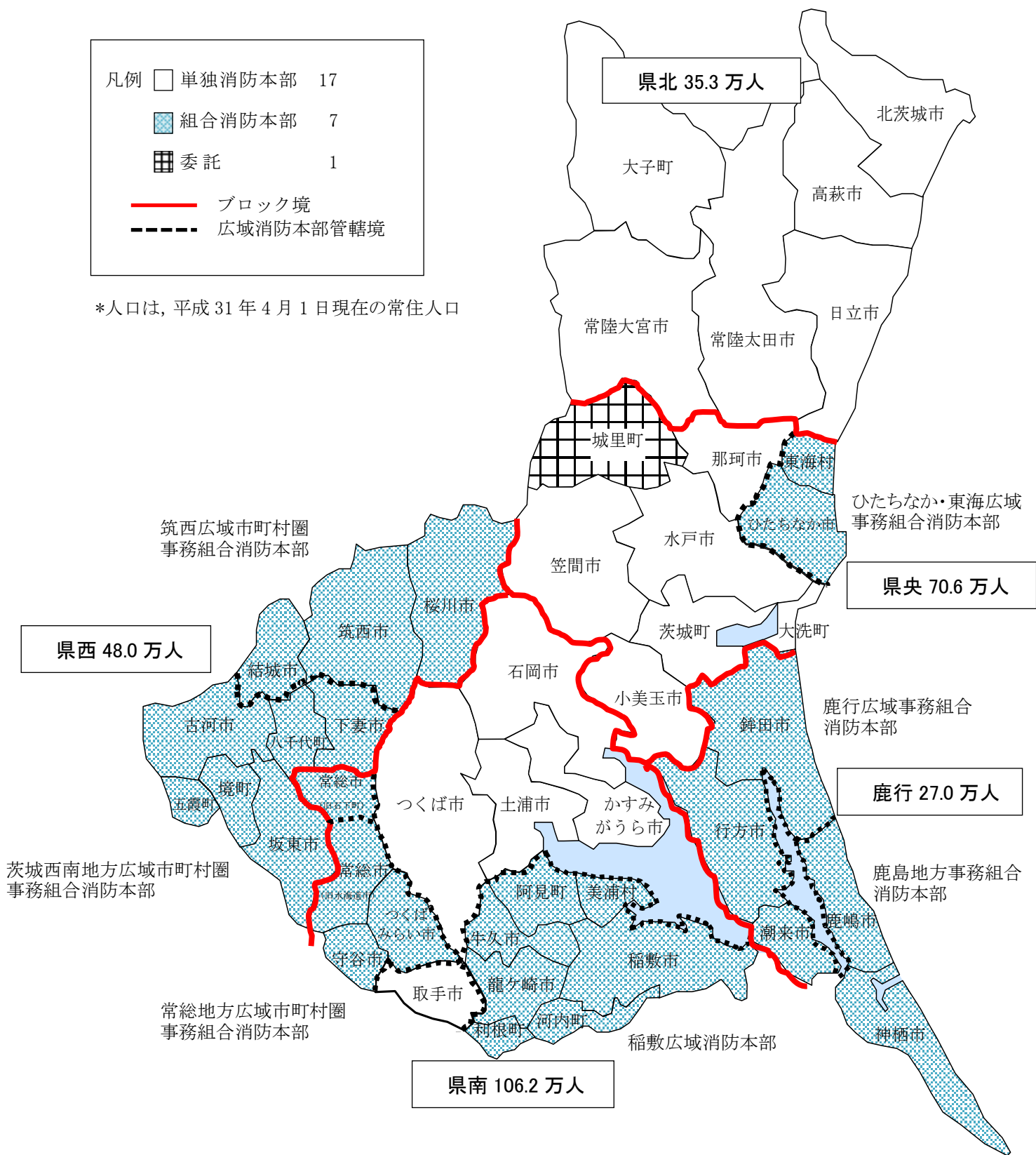
※ 上記「現行計画のとおり」と回答のあった7市・町・一部事務組合のうち2市・町が，また，上記「その他」と回答のあった4市・町・一部事務組合のうち1市が，それぞれ「圏域の1本化」を視野に入れた意向を示した。

参考 4

広域化ブロック図

凡例	□	単独消防本部	17
	■	組合消防本部	7
	■	委託	1
	—	ブロック境	
	- - -	広域消防本部管轄境	

*人口は、平成 31 年 4 月 1 日現在の常住人口



IV 消防の連携・協力について

消防の広域化の実現には、時間を要するものであることから、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力を行うことは、消防力の充実強化を図るとともに、消防の広域化の実現に向けた下地が作られることから必要な取り組みとされています。

県では、国の「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」（平成 29 年 4 月 1 日付け消防消第 59 号消防庁長官通知）（平成 30 年 4 月改正）に基づき、地域的な実情に応じた個々の市町村間の協議による自主的な消防の連携・協力の取り組みを推進することといたします。

まずは、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会が運営するいばらき消防指令センターにおける運用の高度化を促進していくとともに、県域（一本化）での共同化に向けた取り組みを支援してまいります。

また、上記以外の連携・協力の取り組みについては、市町村の自主的な多様な取組みを尊重する必要があることから、必要に応じて推進計画の見直しを行います。

